工場・事業場等における太陽光発電設備及び蓄電池等の共同購入事業に関する協定(案)

群馬県(以下「甲」という。)と○○(以下「乙」という。)は、工場・事業場等における太陽光発電設備及び蓄電池等の普及促進を図るため、次のとおり工場・事業場等における太陽光発電設備及び蓄電池等共同購入事業(以下「本事業」という。)に関する協定(以下「協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 甲及び乙は、相互に協力し、県内事業者に対して価格優位性のあるサービスとなる機会を提供 し、太陽光発電による再生可能エネルギーの導入を促進することを目的とする。

(役割等)

- 第2条 甲及び乙は前条の目的を達成するため、次の事項について実施する。
 - (1) 甲 本事業に関する広報等の支援
 - (2) 乙 「工場・事業場等における太陽光発電設備及び蓄電池等の共同購入事業に係る支援事業者募集 要項」及び「工場・事業場等における太陽光発電設備及び蓄電池等の共同購入事業に係る仕様書」 (以下「要項及び仕様書」という。) に定める事業の実施
- 2 甲と乙は、前項各号に定める事項を効果的に推進するため、随時、協議を行うものとする。

(募集要項等の厳守)

第3条 乙は、本事業の実施に当たり、要項及び仕様書に記載の内容を遵守しなければならない。ただし、甲の承認を受けた場合は、この限りではない。

(経費負担)

第4条 第2条第1項第2号に規定した事項を実施するために必要となる経費は、乙が負担するものとする。

(リスク等対応)

- 第5条 本事業の実施に際し、乙の責めに帰すべき事由により発生するリスクについては、乙が負うものとし、このリスクに対して未然防止を図り、適切に対処しなければならない。
- 2 本事業の実施に伴い、乙と落札事業者との間、又は乙と購入希望者との間のトラブルについては、乙 が適切に対処し解決しなければならない。
- 3 本事業の実施に伴う落札事業者と購入希望者との間のトラブルについて、両者間において解決できない場合は、乙が適切に対処し解決しなければならない。

(損害賠償)

第6条 乙は、本事業の実施に際し、乙の責めに帰すべき事由により、甲、落札事業者又は購入希望者に 損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。 (協定の解除)

- 第7条 甲又は乙が次の各号のいずれかに該当するときは、本協定の全部又は一部を解除することができる。
 - (1) 甲又は乙がこの協定に違反したとき。
 - (2) 甲又は乙が事業実施に関して不正又は著しく不当な行為を行ったことが判明したとき。

(協定の変更)

第8条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、当該変更を行うものとする。

(協定期間)

第9条 協定の有効期間は、締結の日から令和6年2月28日までとする。ただし、事業の実績等を勘案し、期間満了の1月前までに当事者の一方から書面による協定終了の申し出がないときは、この協定と同一条件でさらに1年間継続することとし、以後も同様とする。

(守秘義務)

第10条 甲及び乙は、協定に基づく活動において、相手方から知り得た情報について、協定期間中及び協定期間終了後を問わず、第三者に開示・漏えいしてはならない。ただし、甲に対して情報公開請求があった場合及び事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

(疑義等の処理)

第 11 条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し、疑義等が生じた場合は、甲及び 乙が協議して処理するものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙それぞれ署名(又は記名押印)の上、各自その 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 群馬県前橋市大手町1丁目1番1号 群馬県知事

乙 (住所)

(社名)

(職・氏名)